

8 一時預かり事業

主眼事項	着 眼 点
1 設備の状況	
(1) 保育室等における必要面積の確保	<p>ア 保育室又は遊戯室の面積は、満 2 歳以上の幼児 1 人につき 1.98 平方メートル以上確保されているか。</p> <p>イ 乳児室又はほふく室の面積は、ほふくしない未満児 1 人につき 1.65 平方メートル及びほふくする未満児 1 人につき 3.3 平方メートルを合計した面積以上が確保されているか。</p>
(2) 乳児等を預かる際に必要な設備	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 32 条の規定に準じ必要な設備（医務室、調理室及び屋外遊技場を除く）が設けられているか。</p>
(3) 満 2 歳以上の幼児を預かる際に必要な設備	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 32 条の規定に準じ必要な設備（医務室、調理室及び屋外遊技場を除く）が設けられているか。</p>
(4) 3 階以上に保育室等を設置する施設に必要な設備	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に適合しているか。</p> <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口又は通路に転落防止の設備が設けられているか。 ・ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料でされているか。 ・ カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについては、防火処理が施されているか。
2 保育士の配置基準	
(1) 保育従事者の配置	<p>ア 乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 6 人につき 1 人以上、満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児おおむね 20 人につき 1 人以上、満 4 歳以上の幼児おおむね 30 人につき 1 人以上の配置となっているか。</p> <p>イ 一般型においては保育士又は市町村長が実施する研修した者が、幼稚園型においては保育士、幼稚園教諭普通免許状所有者又は市町村長が実施する研修した者が処遇を行っているか。</p>

<p>(2) 余裕活用型の実施</p>	<p>利用定員を超過して受け入れを行っていないか。</p>
<p>3 その他</p>	
<p>(1) 事故報告</p>	<p>重大な事故が発生した場合、都道府県等へ報告を行っているか。</p>
<p>(2) 安全計画の策定</p>	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条の3に準じ、安全計画の策定及び必要な措置等を講じること等に努めているか。</p>
<p>(3) 自動車を運行する場合の児童の所在確認</p>	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条の4に準じ、児童の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合には、児童の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により児童の所在を確認しているか。</p>
<p>(4) 業務継続計画</p>	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第9条の3に準じ、業務業継続計画の策定及び必要な措置を講じること等に努めているか。</p>